

固定資産税の大幅な減税を求める意見書

都心千代田区における地価は下落しているとはいえ、依然として高い水準にあり、固定資産税の過重な税負担が、区民の定住や事業継続の大きな障害となっています。

また、平成6年度に評価額が地価公示価格の7割に引き上げられたため、地価動向とは反対に税額が毎年増加することとなりました。

固定資産税については、3年ごとに評価替えが行われておりますが、東京都税制調査会の答申にも指摘があったように、地価の下落に見合った形での負担の軽減はなされておらず、適切な負担水準から大きくかい離したままとなっています。

このように過重な税負担が続く中、安心して生活し、仕事を続け、子どもたちに未来を託したいと願う区民の減税を求める声には切実なものがあります。また、本区の最重要課題である定住人口の回復を図るためにも、固定資産税の大幅な減税が急務となっています。

よって、千代田区議会は、政府に対し、土地に対する固定資産税評価額を地価公示価格の3割以下へ引き下げること、公的土地評価基準を法令によって統一し、収益還元方式による収益価格に基づいた評価方法を導入することなど、都心区における生活者の実態を踏まえた納税者が納得できる税額となるよう、固定資産税の大幅減税措置を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成13年10月4日

千代田区議会議長 鳥海隆弘

内閣総理大臣
財務大臣 宛
総務大臣